

総合評価方式に係る入札説明書

下記工事の入札を総合評価方式によって実施します。

入札に参加する意向がありましたら、必ず「埼玉県電子入札共同システム」により参加申込手続を行ってください。また、応札時には、「自己採点申請書」を「入札書」、「入札金額見積内訳書」に加えて、「埼玉県電子入札共同システム」により提出してください。

なお、この入札説明書に記載のない事項は、「羽生市総合評価方式活用ガイドライン令和 8 年度版」（以下「ガイドライン」という。）の記載によります。ただし、入札説明書とガイドラインの記載が異なる場合は、入札説明書の記載を優先します。

記

1 工事の概要

入札対象工事

- (1) 工 事 名 弁天橋架替工事（A 1 橋台新設）
- (2) 工事場所 羽生市大沼2丁目地内（市道 0 1 0 9 号線）
- (3) 工事業種 土木工事業

2 総合評価に関する事項

(1) 総合評価方式の型

簡易型（評価項目選択型）

(2) 採用方式

自己採点方式

(3) 評価値の算出方法

加算方式

(4) 見なし評価

適用します

(5) 1／3 失格基準

適用しません

(6) 評価の方法

- ア 落札候補者が提出した技術資料の評価は、様式に記入された内容を添付資料及び各種データ等により確認して採点します。
- イ 様式には必要事項を必ず記入してください。提出資料（該当する様式及び添付資料）に不備のあった評価項目は、評価対象外となる場合があります。
- ウ 各様式の添付資料は、様式に記入した内容に対応する資料のみを添付してください。
- エ 配置予定技術者は、候補者を 3 名まで挙げることができます。この場合、各候補者に対して、該当する「配置予定技術者の技術能力」の評価項目の提出資料を提出してください。評価は、候補者ごとに「配置予定技術者の技術能力」の評価項

目に関する合計点を算出し、このうち最も低い者の得点で行います。

- オ 技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、変更以前のものから継続的に取り扱うものとします。また、合併した企業の評価は、合併以前の全ての企業の実績を引き継ぐものとして評価します。
- カ 分社化した後の企業の施工実績については、羽生市建設工事等競争入札参加資格者名簿登録時に、分社化前の企業から実績の承継が認められているものを評価の対象とします。
- キ 入札時に提出した「自己採点申請書」と落札候補者時に提出した「自己採点申請書（兼落札候補者用提出書）」の記述が異なる場合には、入札時に提出した「自己採点申請書」の記述を優先します。
- ク 各評価項目の評価点は「自己採点申請書」による値と上記アにより採点した値を比較して、低い方の値とします。
- ケ 令和元年度とは、平成31年4月1日～令和2年3月31日とします。

（7）評価値の算出方法（※「価格」は税抜き）

総合評価は、技術評価点と価格評価点を足して得た値（以下「評価値」という。）により行います。落札候補者の技術評価点は、技術資料を評価して得られた得点の合計値とします。落札候補者以外の技術評価点は、自己採点申請書の値とします。

評価値 ＝ 技術評価点 ＋ 価格評価点

$$= \text{技術評価点} + (100.000 - \text{技術評価点の満点}) - 100.000 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

- ・評価値の満点 100.000点（見なし評価ありの場合）
- ・価格評価点の満点 ＝ 100.000点－技術評価点の満点
- ・価格評価点は、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位止めとします。

なお、入札価格が調査基準価格を下回った場合に入札価格を調査基準価格として「評価値」を算定する「見なし評価」を適用します。ただし、契約は入札価格とします。

【1/3失格基準】

技術評価の失格基準である「1/3失格基準」は、自己採点方式では適用しません。

（8）落札候補者及び落札者の決定方法

ア 落札候補者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、「評価値」が最も高い者を落札候補者としてします。

ただし、羽生市建設工事低入札価格取扱要綱（以下「低入札価格取扱要綱」という）及びその他の規定に基づく失格者は落札候補者としません。

イ 評価値の最も高い者が2者以上ある場合

落札候補者の決定において、小数点第3位止めの値で差が付かない場合の評価値は、小数点第4位以下の差が付いた値としますが、それでも差が付かずに評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。ただし、「見なし評価」された者を1者以上含み、「評価値」の最も高い者が2者以上あるときは、「見なし評価」を取りやめ、「評価値」の最も高い者のみ評価値を再計算し、最も高い者を落札候補者としてします。さらに、この場合においても、なお同点であった場合は、くじ引きとします。

(9) 配置予定技術者の配置不可通知

配置予定技術者が落札候補者決定通知を受けた時点において、先に落札した他の工事に配置したため、配置できなくなった場合は、落札候補者決定通知日の翌日までに発注者に対して様式1「配置予定技術者に係る配置不可通知書」の通知にて配置予定技術者が配置できなくなった旨を通知することができます。（配置予定技術者が配置できる場合は、通知の必要はありません）

この場合、入札参加資格を満たせなくなったことから無効として扱い、次の順位者へ落札候補者決定通知を行います。開札後に落札候補者決定通知を受けていない者は通知できません。

なお、この取り扱いは、市が実施する総合評価方式にのみ適用するものであり、それ以外の入札では応札後の辞退はできません。

(10) 技術資料の内容の不履行について

発注者は様式3「技術資料の履行について」の通知を受理した際に技術資料の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、その該当する評価項目を不履行とみなします。

受注者は、不履行の場合、違約金として不履行となった評価項目の配点に応じた金額（配点1.0点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし、5%を上限とする。）を支払わなければならない。この場合、発注者は、工事成績評定の減点（－5点、2項目以上は－10点）を行います。

なお、受注者は、このことにより「羽生市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づき入札参加停止措置を受けることがあります。

(11) 技術資料の虚偽記載について

ア 発注者は、契約締結前に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなします。その技術資料を提出した者は失格とします。

発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなします。その際、受注者は、違約金として、請負代金額の5%を支払わなければならない。この場合、発注者は、工事成績評定の減点（－5点、2項目以上は－10点）を行います。なお、受注者は、このことにより「羽生市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づき入札参加停止措置を受けることがあります。

イ 配置技術者を変更しようとする場合において発注者に提出し承諾を得る資料で、やむを得ない事情を証明する資料、又は変更後の配置技術者が変更前の配置予定技術者と同等以上の技術的資格、経験等を有する者と証明する資料に虚偽記載があった場合、アの規定を適用します。

(12) 不服の申出について

技術資料の内容の不履行又は技術資料の虚偽記載について発注者から通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に、発注者に不服を申し出ることができます。

(13) 不適正な事項に対する措置について

ア 加算点（技術評価点）がマイナスとなった者は、失格とします。

イ 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えません。

ウ 提出された技術資料が不誠実（技術資料のうち技術提案部分が全て「白紙」又

は「なし」等の記述のみの場合）であるときは失格とします。

エ 「企業倫理や信頼性等」の評価項目が該当しているにもかかわらず、該当がない旨記載されている場合には、虚偽記載と判断し、失格とします。

3 技術資料等の提出

《「自己採点申請書」の提出》

(1) 提出内容

ア すべての入札参加者が提出してください。

イ 「自己採点申請書兼入札金額見積内訳書」の電子データを提出してください。

(2) 自己採点申請書

ア 自己採点申請書の様式は「入札情報公開システム」の「発注情報」にある添付ファイル「自己採点申請書兼入札金額見積内訳書」を使用してください。（日付入力不要、押印不要）

イ 評価基準、配点に基づく自社の申告点を正確に記入してください。なお、申告点欄が空白の場合や、配点以外の申告点の記入があった場合には、その項目を「0点」として扱います。

ウ 応札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。

エ 自己採点申請書の記載に不備がある場合、入札が無効になる場合があります。

(3) 提出期限及び提出方法

ア 応札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書」を、原則として、「埼玉県電子入札共同システム」により提出してください。

イ やむを得ず、羽生市公共工事等電子入札運用基準7-1「紙による入札書の提出」の承認を得た者は、自己採点申請書を入札告示に示す入札書提出期間内に持参してください（期間内必着）。

《「兼落札候補者用提出書」及び「技術資料」の提出》

(1) 提出者

落札候補者決定通知を受けた者のみが提出してください。

(2) 提出内容

提出書類は、次の（ア）～（イ）を紙媒体により提出してください。

（ア）兼落札候補者用提出書

（イ）技術資料

(3) 兼落札候補者用提出書

ア 自己採点申請時に提出した「自己採点申請書」データに日付を入力し、「兼落札候補者用提出書」として提出してください。（押印不要）

イ 自己採点申請時に作成した「自己採点申請書」の原本の評価項目、配点、自己採点の点数等是不変しないでください。

ウ 「兼落札候補者用提出書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。

エ 「兼落札候補者用提出書」の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

(4) 提出先

羽生市役所企画財務部契約検査課契約係

〒348-8601 羽生市東6丁目15番地

TEL 048-561-1121（内線324）

4 ヒアリング
実施しません。

5 落札者の決定通知

落札者の決定は、「埼玉県電子入札共同システム」にて通知します。

入札情報公開システムの技術評価点と評価値については、落札者及び評価を行った者については評価後の値、それ以外の者は自己採点申請書に基づく値となります。

6 評価状況に関する情報提供

落札者決定通知日の翌日から7日以内（閉庁日を除く）を期限とし、入札参加者から様式7「評価状況に関する情報提供について（依頼）」により入札情報提供について依頼があった場合には、依頼のあった日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に、入札参加者本人の評価状況を様式8「評価状況に関する情報提供について（回答）」及び様式9「総合評価方式における評価項目と評価状況」により、情報提供します。

ただし、諸々の理由で入札が失格・無効等になり、技術評価点の公表対象とならなかった者には情報提供しません。

7 契約書作成に伴う技術資料の追加提出

契約書を2部作成するに当たり、技術資料のうち、「様式」及び「履行確認を行う評価項目の添付書類」が必要になります。落札者は決定通知後、発注者の指示により速やかに当該資料を紙媒体で2部追加提出してください。

8 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出された技術資料は、返却いたしません。
- (4) 技術資料提出後に技術資料の追加・修正は、認めません。
- (5) 提出する技術資料（紙媒体）はA4版とし、「落札候補者用提出書（押印不要）」を1頁とした「通し番号」を付するとともに全頁数（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）を表示してください。また、袋とじ、ホチキス止め等はせずに、ダブルクリップ等で束ねて提出してください。

9 評価基準及び提出資料

次表に挙げる①～③は必ず提出してください。

① 提出書	提出書には日付を記入してください。（押印不要）	
② 社名情報	平成28年4月1日以降に、社名変更、会社の合併等を行ったかどうかの有無を記入してください。	
	資 提 料 出	1. 様式（社名情報）
		2. 添付資料 なし
③ 配置予定技術者	当該工事に配置を予定している技術者（3名まで）について記入してください。 この様式に記載のない者は配置予定技術者として扱いません。4名以上記入した場合は失格とします。	
	資 提 料 出	1. 様式（配置予定技術者）
		2. 添付資料 なし

ア 企業の技術能力

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(イ) 施工実績 【 /1.0点】	評価基準	過去10年度間(平成28年度～令和7年度)に近隣において類似の公共工事の施工実績がある。 【近隣：行田・熊谷・北本・杉戸県土整備事務所管内】 【類似：請負代金額5,000万円以上の橋台を含む橋梁工事】 ※元請契約に限る。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式ア (イ) 注1) 代表的な実績を1件提出してください。 注2) 評価対象期間内に「契約工期の終期」が属する工事が対象です。 注3) 類似の施工実績(工種、数量、施工条件、使用材料等)が添付資料で確認できない場合は、評価しません。なお、単価契約は施工実績の対象としません。 注4) JV(経常・特定)の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5(2)評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 2 添付資料 ① コリンズ竣工登録の写し(契約データ、工事データ、技術データ)。 注1) 工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績(工種、数量、施工条件、使用材料等)が確認できる部分を添付してください。 ② コリンズだけでは求める施工実績が確認できない場合やコリンズ竣工登録が無い場合、工事の請負契約書及び設計図書の写し。 注1) 工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績(工種、数量、施工条件、使用材料等)が確認できる部分(平面図、構造図、数量総括表等)を添付してください。 注2) 工事完了が確認できる書類(「工事完成検査結果及び工事成績評価結果について(通知)」等)を併せて提出してください。 ③ ①、②だけでは確認できない場合、類似の施工実績(工種、数量、施工条件、使用材料等)が確認できる書類。 注1) 工事完成図書等、その他類似工事の評価基準を確認できる工事書類を提出してください。 注2) ②の工事の請負契約書に基づく工事であることが確認できる書類を併せて提出してください。 ④ 受注時の社名が現在と違う場合、社名の変更が分かる書類。 ⑤ JVでの実績の場合、代表構成員であることが確認できる書類(特定建設工事共同企業体協定書など)。	

イ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア) 災害防止活動等の協定 【 /1.0点】	評価基準	羽生市と協定等を締結し、災害防止活動等への協力体制を整えている。	1.0点
		締結していない。	0点
	提出資料	1. 様式イ(ア) 注1) 入札公告日時点における当該協定等の締結の有無を評価します。国、県、他市町村等の協定（協力体制）は評価対象としません。	
		2. 添付資料 ① 自社が加入している団体が協定を締結している場合 当該団体が発行する、入札公告日時点において、自社が当該協定の適用となる者であることの証明書（経営事項審査用の防災協定締結証明書等）の写し。ただし、令和7年度以降に発行されたもの。上記証明書以外は加点の対象としませんので、御注意ください。 ② 企業単体で協定等を締結している場合 当該協定書（登録証等含む）の写し	
(イ) 災害防止活動等の実績 【 /1.0点】	評価基準	過去2年度間(令和6年度から令和7年度)に羽生市の求めにより災害防止活動等を行った。	1.0点
		過去2年度間に埼玉県機関等の求めにより災害防止活動等を行った又は羽生市内で、過去2年度間に国土交通省との協定に基づき災害防止活動等を行った。	0.5点
		上記のいずれにも該当しない。	0点
	提出資料	1. 様式イ(イ) 注1) 該当する災害防止活動等の実績のうち、代表的なものを1件提出してください。 注2) 評価対象となる災害防止活動等は、次ページの「【補則】災害防止活動等一覧」で示す実績とします。 注3) 活動期間が2年度に跨る場合は、活動初日の属する年度で評価します。	
		2. 添付資料 ① 市の求めによる災害防止活動等の場合は、契約書等の写し ② 埼玉県機関等の求めによる災害防止活動等の場合は、活動を要請した機関が交付する活動実績が証明できる書類の写し ③ 国土交通省との協定に基づく活動の場合は、以下のア～ウ。 ア 国土交通省との協定書の写し イ 協会等の団体に所属している証明書等（所属協会が協定を結んでいる場合）の写し ウ 契約書等の写し	

【補則】 災害防止活動等一覧

災害防止活動等の内容
1 地震、風水害、降雪、降灰に伴う緊急的な災害防止活動 2 落石・土砂崩れへの緊急対応 3 倒木への緊急対応 4 道路等の陥没における緊急対応 5 道路照明灯等の灯具落下、支柱の傾き・転倒への緊急対応 6 道路標識等の標識板の落下、支柱の傾き・転倒への緊急対応 7 交通事故の後処理に係る緊急時対応 8 閉庁日及び夜間の緊急時対応 9 河川等における油流出事故、水質異常事故への緊急対応 10 河川管理施設の崩壊等の緊急対応 11 口蹄疫等家畜伝染病発生時における緊急対応 12 漏水事故における緊急対応 13 送・配水管路における弁類故障、弁室破損等の緊急対応 14 洪水時における取水口、浄水場への緊急対応 15 浄水場、河川における油流出事故、水質異常事故への緊急対応 16 下水道管渠（人孔を含む）における破損・漏水・溢水事故への緊急対応 17 下水道管渠（人孔を含む）に起因する道路破損への緊急対応 18 流入・放流水質異常事故への緊急対応
* 1 羽生市等の求めにより行った活動を評価対象とする。ただし、災害発生前に事前に準備するために行った活動（事前の土のう作成の活動など）は評価対象としない。 また、単価契約に基づく活動であっても、活動内容が災害防止活動であれば評価対象とする。 なお、降雪に伴う災害防止活動では、単価契約の再委託契約も評価対象とする。 * 2 市の求めによる活動実績については、活動を証明できる書類（請書・契約書・報告書等）で確認できるものに限り、評価対象とする。 * 3 埼玉県機関等の求めによる活動実績については県機関等の交付する活動を証明する書類（災害防止活動認定書）の写しにより確認できるものに限り、評価対象とする。 * 4 国土交通省との協定に基づく活動実績については、以下の全ての書類により確認できるものに限り、評価対象とする。 ア 国土交通省との協定書の写し イ 協会等の団体に所属している証明書等（所属協会が地方整備局と協定を結んでいる場合）の写し ウ 契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア) 工事成績評定 【対象：土木工事】 【 /2.0点】	評価基準	市発注工事（土木工事）の過去2年度間(令和6年度から令和7年度)の平均点が82.0点以上。	2.0点
		市発注工事（土木工事）の過去2年度間(令和6年度から令和7年度)の平均点が81.6点以上82.0点未満。	1.9点
		市発注工事（土木工事）の過去2年度間(令和6年度から令和7年度)の平均点が81.2点以上81.6点未満。	1.8点
		市発注工事（土木工事）の過去2年度間(令和6年度から令和7年度)の平均点が80.8点以上81.2点未満。	1.7点
		市発注工事（土木工事）の過去2年度間(令和6年度から令和7年度)の平均点が80.4点以上80.8点未満。	1.6点
		市発注工事（土木工事）の過去2年度間(令和6年度から令和7年度)の平均点が80.0点以上80.4点未満。	1.5点
		市発注工事（土木工事）の過去2年度間(令和6年度から令和7年度)の平均点が79.6点以上80.0点未満。	1.4点
		市発注工事（土木工事）の過去2年度間(令和6年度から令和7年度)の平均点が79.2点以上79.6点未満。	1.3点
		市発注工事（土木工事）の過去2年度間(令和6年度から令和7年度)の平均点が78.8点以上79.2点未満。	1.2点
		市発注工事（土木工事）の過去2年度間(令和6年度から令和7年度)の平均点が78.4点以上78.8点未満。	1.1点
		市発注工事（土木工事）の過去2年度間(令和6年度から令和7年度)の平均点が78.0点以上78.4点未満。	1.0点
		上記に該当しない、又は実績がない。	0点
	提出資料	1. 様式 ウ(ア) 注1) 配置予定技術者が土木工事業において、工事完成時点に従事していた市発注の過去2年度間の工事成績を記入してください。 注2) 配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下の①、②のいずれかの工事を対象とします。 ①元請の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）として工事完成時に従事していた工事 ②現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋梁等の工場製作等の期間を除く）にわたって従事した工事 注3) 過去に在籍していた会社での工事成績も評価対象となります。 注4) 工事成績評定の平均点の算出において、小数点第2位以下の端数が生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てて評価します。 注5) 評価対象期間内に「完成年月日」が属する工事を対象とします。 注6) 工事成績評定は、羽生市契約検査課閲覧資料を参照のこと。 注7) JV（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
		2. 添付資料 ① JVでの実績の場合は、代表構成員であることがわかる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）。 ② 現場代理人として従事した工事で、当初と完成時の現場代理人が異なる場合には、「コリンズ竣工登録」の写し（契約データ、工事データ、技術者データ）、及び「竣工時の工事工程表」の写し。	

カ 企業倫理や信頼性等(減点項目)

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア) 入札契約に関する不当な強要行為等 【 ／-1.0～-6.0点】	評価基準	過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）（令和7年度～公告日までの期間。）に「羽生市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0～-6.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ(ア)～(ウ)	
		2 添付資料なし	
(イ) 総合評価の不履行 【 ／-1.0点】	評価基準	過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）（令和7年度～公告日までの期間。）に市が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。（下記の場合を除く）	-1.0点
		過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）（令和7年度～公告日までの期間。）に市が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、配置技術者の死亡など、真にやむを得ない理由により配置技術者を交代し、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を確保できなかったため、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	-0.5点
		上記のいずれにも該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ(ア)～(ウ)	
		2 添付資料なし	
(ウ) カ(ア) カ(イ)に該当しない入札参加停止措置 【 ／-1.0点】	評価基準	カ(ア) カ(イ)に該当せず、過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）（令和7年度～公告日までの期間。）に「羽生市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ(ア)～(ウ)	
		2 添付資料なし	

カ (ア) ～ (ウ) 注意事項

注 1) 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、「失格」とします。

注 2) 複数の評価項目に該当している場合は、重複評価し減点を合算します。

注 3) 入札参加停止措置、入札参加除外措置は、措置を受けた日(期間の始まりの日)で判断します。

注 4) 入札契約に関する不当な強要行為等とは、次の (A) ～ (F) の行為のことをいいます。

(A) 入札契約に関する不当な強要行為

(B) 過積載による法令違反

(C) ディーゼル不適合車の使用による法令違反

(D) 不正軽油の使用による法令違反

(E) 死亡事故

(F) 羽生市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外

注 5) 評価項目カ (ア) 「入札契約に関する不当な強要行為等」については注 4 の (A) ～ (F) の行為により、入札参加停止措置を受けた数に配点 (-1.0 点) を乗じた点数の合計を減点します。(最大: -6.0 点)

((A) ～ (F) の行為のうち、同一の行為により複数回の入札参加停止措置を受けた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しません)

注 6) 評価項目カ (イ) 「総合評価の不履行」については、受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとした事項のうち、複数の不履行が生じた場合は重複評価し減点を合算します。ただし、同一事項の不履行が複数回生じた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しません。なお、技術者の配置に関する事項の不履行については、不履行が複数回生じた場合でも、重複評価せず、減点の大きいもののみを採用し、減点します。

注 7) 真にやむを得ない理由とは、ガイドライン P22 「配置技術者の途中交代について」を参照

注 8) 評価項目カ (ウ) の「カ (ア)、カ (イ) に該当しない入札参加停止措置」については、当該評価項目に該当する事項が複数回生じた場合の措置は重複評価せず減点を合算しません。

キ 企業の技術能力

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(エ) 登録基幹技能者の配置 【 /0.5点】	評価基準	本発注工事に係る元請負人又は一次下請負人が配置する現場従事者（元請負人の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）を除く。）として、所定の建設技能を有する登録基幹技能者を配置する。	0.5点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1. 様式 キ(エ) 注1) 工事仕様書の本工事費内訳書又は工事数量総括表に記載された工種のいずれかに「登録基幹技能者」を配置する場合に評価します。 注2) 工事仕様書の本工事費内訳書又は工事数量総括表の工事区分、工種、種別、細別、規格に記載がない名称を技術資料に記載した場合は、評価しません。 注3) 公告日時点において、建設業法施行規則第18条の6の規定により登録された「登録証」に記載されている「登録基幹技能者講習の種目」にある登録基幹技能者を評価対象とします。	
		2. 添付資料 なし	
(オ) 労働災害防止対策 【 /1.0点】	評価基準	建設業労働災害防止協会へ加入している。	1.0点
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）を導入している。	1.0点
		上記のいずれにも該当しない。	0点
	提出資料	1. 様式 キ(オ) 注1) 該当する実績を1つ選んで提出してください。 注2) 入札公告日時点において、入札参加者が建設業労働災害防止協会に加入している場合に評価します。 注3) 入札公告日時点において、入札参加者が建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）を導入している場合に評価します。 2. 添付資料 ① 建設業労働災害防止協会へ加入している場合 建設業労働災害防止協会の加入証明の写し。 ただし、 <u>令和7年度以降</u> に発行されたもの。 注1) 証明日が入札公告日を過ぎている場合、入札公告日時点において加入していることがわかるもの（入札公告日を含む期間の会費納入通知書及び会費を払い込んだことを証明する領収書の写しなど）を併せて添付してください。 ② 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）を導入している場合 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認定証の写し。	

ク 配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(エ) 保有する資格 【 / 1.0点】	評価基準	1 級土木施工管理技士を保有している。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1. 様式 ク(エ) 注1) 入札公告日時点において、資格が有効である場合に評価します。	
		2. 添付資料 合格証明書の写し。	
(カ) 継続教育 (CPD) への取組 【 / 1.0点】	評価基準	<u>令和7年度</u> の取得単位が、各団体等の推奨単位以上を取得している。	1.0点
		<u>令和7年度</u> の取得単位が、各団体等の推奨単位の 1 / 2 以上でかつ推奨単位未満を取得している。	0.5点
		上記のいずれにも該当しない。	0点
	提出資料	1. 様式 ク(カ) 注1) 推奨単位、目標ユニットを定めている団体等の継続教育 (CPD) を評価対象とします。なお、団体等が推奨する単位を書類で確認できない場合は評価しません。 注2) 推奨単位が複数年となっているものは、1年あたりに換算してください。 注3) 推奨単位に「標準ユニット」と「優良ユニット」を設けている団体等については、「標準ユニット」を評価基準とします。 注4) 過去に在籍していた会社での継続教育も評価対象とします。	
		2. 添付資料 継続教育 (CPD) の学習履歴を証明する証明書の写し。 ガイドライン P 3 4 【補則】で推奨単位が確認できない団体等の場合、当該団体等の推奨単位が確認できる資料を併せて提出してください。 注1) 継続教育 (CPD) の証明期間は、「令和7年4月1日～令和8年3月31日」とします。	

ケ 企業の地域精通度

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア) 地理的条件 【 / 1.0点 】	評価基準	本店又は主たる営業所の所在地が羽生市内である。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	なし。	

コ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア)企業の社会的貢献の実績（施設管理への協力活動・研修） 【 /1.5点】	評価基準	過去2年度間（令和6年度～令和7年度）に、施設管理への協力活動の実績が2分類以上ある。	1.5点
		過去2年度間（令和6年度～令和7年度）に、施設管理への協力活動の実績が1分類以上ある。	1.0点
		上記のいずれにも該当しない。	0点
	提出資料	1. 様式 コ(ア) 注1) 施設管理への協力活動とは、羽生市機関等の施設の管理に関して、次の①～⑤すべてを満たすものです。 ①施設管理者の了解を得た活動である。 ②企業（入札参加者）単独又は企業（入札参加者）を含む団体の活動である。 ③道路清掃、河川清掃、及び公園の植栽管理等を自発的、自主的に行った活動である。 ④施設管理者が主催する活動への参加ではない。 ⑤イベント等への参加ではない。 評価は羽生市機関等の施設管理者が企業（入札参加者）に対して交付した「施設管理への協力活動実績証明書」により評価します。また、令和6年度に交付した「施設管理への協力活動実績証明書」の様式についても、評価対象とします。なお、企業に属する入札参加者でない営業所等が行った施設管理への協力活動も評価対象とします。<u>国又は県が管理する施設における活動実績は評価対象としません。</u> 注2) 羽生市機関等の施設は、道路、河川、水路、水道、下水道、公園、学校、山林、その他の管理施設に分類されます。これらの分類のうち、異なる2つ以上の分類において施設管理への協力活動の実績がある場合には、「2分類以上」として評価します。 2. 添付資料 「施設管理への協力活動実績証明書」の写し。 注) 羽生市総合評価方式活用ガイドライン参考資料編の証明書の様式を使用し、施設管理者（対象施設を管理する課所）に証明を依頼してください。	

(ウ) 障がい者雇用 【 /1.0点】	評価基準	「障害者の雇用の促進等に関する法律」の法定雇用率（2.5％）に1ポイントを加えた率で障がい者（常用労働者）を雇用している。	1.0点
		法定雇用義務はないが障がい者（常用労働者）を雇用している。	1.0点
		上記のいずれにも該当しない。	0点
	提出書類	1. 様式 コ(ウ) 注1) 該当する実績を1つ選んで提出してください。 注2) 障がい者（常用労働者）を雇用しているものとし、今年度の6月1日現在の雇用率（公共職業安定所長への障害者雇用状況報告書）に基づき評価します。ただし、公告日が令和9年4月1日から6月30日の場合は、前年度の6月1日現在の雇用率に基づき評価します。 注3) 評価基準である、次の①又は②について評価対象とします。 ①法定雇用義務のある事業主の場合は、障害者雇用率（障害者雇用状況報告書の実雇用率）が3.5％以上の障がい者（常用労働者）を雇用している。 ②法定雇用義務のない事業主の場合は、障がい者（常用労働者）を雇用している。 注4) 法定雇用義務のある事業主とは、障害者雇用状況報告書の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」が40.0人以上の事業主です。	
		2. 添付資料 ① 法定雇用義務があり、障害者雇用率（障害者雇用状況報告書の実雇用率）が3.5％以上で障がい者（常用労働者）を雇用している事業主の場合。 今年度の6月1日現在で公共職業安定所長あて報告している「障害者雇用状況報告書」の事業主控え（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し。 ただし、公告日が令和9年4月1日から6月30日の場合は、前年度の6月1日現在の同報告書の事業主控え（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し。 電子申請による提出をした場合は、事業主控え及び提出したことがわかるもの（到達確認画面の写し又は状況確認画面の写し）。 ② 法定雇用義務のない事業主が、障がい者（常用労働者）を雇用している場合。 「様式コ（ウ）」の下段に記入してください。	

(オ)カーボンニュートラルの取組 【 /0.5点】	評価基準	次のいずれかに該当する。 ① 国土交通省が認定した低炭素型建設機械またはG X 建設機械を当該工事 に使用する。 ② 当該工事で使用する建設機械等にバイオ燃料を使用する	0.5点
		上記に該当しない。	0点
	提出書類	1 様式コ（オ） 注1）①で評価対象となる建設機械は、国土交通省のホームページにて公表されている低炭素型建設機械およびG X 建設機械とします。自社保有に限らず、リース及び下請け保有の建設機械の使用も可とします。使用機械の機種、使用工種、使用期間等は指定しません。 ・国土交通省のホームページ（地球温暖化対策） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000005.html ・低炭素型建設機械 https://www.mlit.go.jp/common/001466296.pdf ・G X 建設機械 https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001999209.pdf 注2）②で対象となるバイオ燃料は軽油代替燃料であるB 5 軽油又はG T L 軽油とし、使用可能な建設機械等において、使用する総燃料の半量以上を活用する場合に評価します。使用機械の機種、使用工種、使用期間等は指定しません。	
		2. 添付資料 なし	
(カ)パートナーシップ構築宣言の公表 【 /0.5点】	評価基準	パートナーシップ構築を宣言し、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトで公表している。	0.5点
		上記に該当しない。	0点
	提出書類	1. 様式 コ(カ) 注1）入札公告日時点において、入札参加者が当該宣言を作成し、かつ評価日時点において、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトで公表している場合に評価します。 注2）評価日とは、発注者が技術資料を受領し、評価を行う日とします。 注3）「パートナーシップ構築宣言」については、パートナーシップ構築宣言ポータルサイトを参照してください。 (https://www.biz-partnership.jp/index.html)	
		2. 添付資料 ① （公財）全国中小企業振興機関協会のポータルサイトで宣言が確認できる場合：なし ② （公財）全国中小企業振興機関協会のポータルサイトで宣言が確認できない場合：「パートナーシップ構築宣言」の写し。	

サ 担い手確保・育成に関する取組

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(イ) 誰もが働きやすい企業 【 /1.0点】	評価基準	埼玉県「多様な働き方実践企業」の認定を受けている。かつ、埼玉県「アライチャレンジ企業登録制度」に登録している。	1.0点
		埼玉県「多様な働き方実践企業」の認定を受けている。	0.5点
		埼玉県「アライチャレンジ企業登録制度」に登録している。	0.5点
		上記のいずれにも該当しない。	0点
	提出資料	1. 様式 サ(イ) 注1) 入札公告日時点において、入札参加者が当該認定を受けている場合に評価します。 注2) 「多様な働き方実践企業」については、県産業労働部雇用・人材戦略課ホームページを参照してください。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/diversity/index.html) 注3) 「アライチャレンジ企業登録制度」については、県人権・男女共同参画課「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」ホームページを参照してください。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/lgbtq/ally-challenge-kigyou.html) 2. 添付資料 「多様な働き方実践企業」 ① 埼玉県多様な働き方実践企業検索サイトで認定が確認できる場合：なし ② 埼玉県多様な働き方実践企業検索サイトで認定が確認できない場合：埼玉県多様な働き方実践企業認定証の写し。(有効期限内にあるもの) 「アライチャレンジ企業登録制度」 ① 埼玉県アライチャレンジ企業登録制度のホームページで登録が確認できる場合：なし ② 埼玉県アライチャレンジ企業登録制度のホームページで登録が確認できない場合：埼玉県アライチャレンジ企業登録証の写し。(有効期限内にあるもの)	

シ その他

評価項目	評価基準・提出資料		配点				
(ア) 市内下請の選定 【 /1.0点】 ※割合設定はしない	評価基準	下請負人を市内企業から 2 社以上選定する。	1.0 点				
		以下のいずれかを満たすこと。 ・ 下請負人を市内企業から 1 社選定する。 ・ 本店又は主たる営業所の所在地が羽生市内であり、すべて自社で施工する。	0.5 点				
		上記のいずれにも該当しない。	0 点				
	提出資料	1. 様式 シ(ア) 注 1) 下請負人とは建設業許可を受け、かつ受注業者との直接契約のある 1 次下請負人であり、2 次下請負以降は評価の対象としません。 注 2) 「市内企業」とは、羽生市内に建設業許可の本店又は主たる営業所を有する企業とします。					
	2. 添付資料 なし						
(イ) 建設資材県産品の選定 【 /1.0点】	評価基準	資材を建設資材県産品から選定する。 資材とは、下表の「資材の種類」及び「使用数量」のとおりとする。	1.0 点				
		<table><tr><th>資材の種類</th><th>使用数量</th></tr><tr><td>コンクリート</td><td>全量</td></tr></table>		資材の種類	使用数量	コンクリート	全量
		資材の種類		使用数量			
	コンクリート	全量					
上記に該当しない。	0 点						
	提出書類	1. 様式 シ(イ) 注 1) 建設資材県産品とは、以下のいずれかに該当するものとします。なお、建設資材とは、建設工事に使用する資材のことをいいます。 ※具体的には次の (1)、(2)、(3) のいずれかを満たすものをいいます。 (1) 本店又は本社 (以下、本店等という。) が埼玉県内に所在し、その会社の直営工場 (県外工場でも可) で製造された建設資材。 (2) 本店等が埼玉県内に所在し、直営以外の工場 (県内工場のみ可) で製造された建設資材。 (3) 本店等が埼玉県外に所在し、埼玉県内に所在する直営工場で製造された建設資材。					
	2. 添付資料 なし						

10 問い合わせ先

契約検査課 契約係 TEL 048-561-1121（内線324）